

日本学生支援機構奨学金制度 よくある質問 Q & A

問合せの多い内容をまとめました。
問合せ前に要チェック!!

これから奨学金を希望する方

1	Q. 奨学金を借りたいのですが、手続きはどうしたらよいでしょうか。	奨学金の申請を入学前に行くか、入学後に行くかで流れが異なります。 ▶ 今年度から奨学金を「借りたい・受けたい！」人のためのフローチャート 【入学前に申請する場合】 入学前に奨学金を予約する制度があります（予約採用）。申込は高等学校等を通じて行いますので、詳細は在学又は出身高等学校等に確認してください。 予約採用で申請し採用候補者に決定された方の入学後の手続きは こちら 【入学後に申請する場合】 申込は大学を通じて行います。在学採用の募集は年に1回、4月に行っています。 申請スケジュールはこちら 学部新入生用 ・ 学部2年生以上及び大学院生用 また、家計急変等により緊急に奨学金が必要になった場合は、年間を通じて相談に応じていますので、経済支援担当までお問い合わせください。
2	Q. 日本学生支援機構以外の奨学金を受けていますが、申込みできますか。	A. 原則として他団体奨学金との重複貸与の規制はしていませんが、他の奨学金の中には日本学生支援機構奨学金との重複貸与を認めないものもありますので、貸与を受けている他団体奨学金の制度を確認してください。
3	Q. 申込みをすれば必ず採用されますか。	A. 奨学金申込者の人物・学力・家計等を基準に照らして選考し採用されます。奨学生の採用は、予算の範囲内でおこないますので、申込み基準を満たしていても、必ずしも採用になるとは限りません。
4	Q. 第一種奨学金と第二種奨学金とをあわせて受けることは可能ですか。	A. 第一種奨学金と第二種奨学金をあわせて受けること（これを「併用貸与」といいます。）を希望する場合は、申請時に申し出てください。ただし、併用貸与の家計基準については、第一種奨学金の収入基準よりも厳しいため、希望すれば誰でも受けられるものではありません。
5	Q. 予約採用で第二種奨学金の採用候補者に決定されましたが、第一種奨学金へ変更することはできますか。	A. 予約採用の進学届の手続きと並行して在学採用にて申請してください。詳細は、申請前に経済支援担当まで相談してください。
6	Q. 連帯保証人及び保証人を選任できない場合は、どうすればよいのですか。	A. 連帯保証人及び保証人の同意を得られない場合や、選任要件を満たさない場合は、機関保証制度を利用してください。
7	Q. 機関保証制度とはどのような制度ですか。	A. 日本国際教育支援協会に一定の保証料を支払うことで連帯保証を引き受けてもらう制度です。
8	Q. 奨学金の振込を取り扱う金融機関を教えてください。	A. 国内のゆうちょ銀行、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、労働金庫、及び信用組合（一部を除く。）に限られています。したがって、信託銀行、農協、外資系銀行、ネットバンクは取扱がありません。また、貯蓄貯金口座は使用できません。

奨学金貸与中の方

1	Q.	今借りている奨学金の月額を変更したいです。
	A.	貸与月額の増額又は減額を希望する方は、経済支援担当(全学教育棟⑥窓口)までお越してください。変更するための様式をお渡しします。必要書類を期限内に提出の上、機構で承認されましたら変更した月額が振り込まれます。(医学系・保健学系・薬学系の学部2年以上及び大学院生で変更を希望する方は、経済支援担当までお電話ください。手続き方法を案内します。)第二種奨学金の減額は、スカラネット・パーソナルから月額変更可能です。
2	Q.	休学します。貸与中の奨学金はどうなりますか。
	A.	休学期間中は、奨学金の貸与(振込)が休止されます。所属の学部・大学院に提出する「休学願」とは別に、日本学生支援機構への届出が必要になりますので、休学の予定がある方は、必ず経済支援担当に申し出てください。申し出がなく、休学し奨学金が振り込まれた場合は、その額を一括返金しなければならない場合があります。
3	Q.	復学します。休止中の奨学金はどうなりますか。
	A.	届出により奨学金の貸与(振込)を復活(再開)しますので、経済支援担当に申し出てください。休止期間が2年(大学院生は日本学生支援機構が特に認めたときは3年)を超える場合、復活することができず、貸与を終了するための「辞退」の手続きが必要になります。
4	Q.	経済状況が改善し、奨学金が不要になりました。
	A.	奨学金の貸与を「辞退」する手続きが必要です。「辞退」の届出により貸与終了となり、後日、日本学生支援機構から奨学金返還に関する手続き書類が大学に届きますのでご連絡します。書類受領後、奨学金返還に関する口座の手続きが必要です。
5	Q.	奨学金を辞退した場合、直ちに返還が開始されるのですか。
	A.	奨学金は、貸与終了月の7ヶ月後から本人が指定した口座からの引落が自動的に始まります。引き続き、本学に在学し、奨学金返還の猶予を希望する方は、スカラネット・パーソナルにより「在学猶予願」を提出することで返還が猶予されます。
6	Q.	これから留学を考えています。奨学金はどうなりますか。
	A.	留学プログラム内容や留学関係用の奨学金等の種類によって、日本学生支援機構の奨学金の手続き方法が異なります。留学を考えている方、決定した方は、余裕を持って必ず経済支援担当までお越してください。
7	Q.	卒業が1年延びるのですが、貸与期間は延長できますか。
	A.	第一種奨学金は、延長することができません。 第二種奨学金は、申し出により、貸与終期から1年の範囲内で貸与期間の延長を認められる場合があります。延長できる事由は次の場合に限られます。 ①留学による場合 ②病気療養による場合 ③ボランティア活動による場合 ④被災(災害に起因する特殊事情を含む。)による場合
8	Q.	学部生で日本学生支援機構の奨学金を貸与しています。引き続き大学院でも貸与できますか。
	A.	継続貸与はできません。大学院生用の奨学金を改めて申し込んでください。

◆問い合わせ先◆ 9:00~18:15 (土・日、祝日除く。)

熊本大学学生支援部経済支援担当 (全学教育棟1階)



096-342-2129 (学部生) 096-342-2125 (大学院生)